

日医発第 699 号
(保 226)
令和 3 年 12 月 2 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 3 年 11 月 24 日付け厚生労働省告示第 387 号及び第 388 号をもって薬価基準及び揭示事項等告示がそれぞれ改正されるとともに、同日付け厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されました。その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 2 月号及び日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

記

1. 新医薬品の薬価基準収載について

- (1) 令和 3 年 11 月 17 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 6 成分 9 品目、注射薬 6 成分 7 品目、再生医療等製品 1 成分 1 品目）が、薬価基準の別表に第 10 部追補(6)として収載された。

（
➤関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 387 号
添付資料 2 中の（参考 1）
➤品目の概要：添付資料 3
）

(2) (1)のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

➤関連通知等：添付資料 2 記の 3

- ・アジルバ顆粒1%
- ・ビンマックカプセル61mg
- ・リンヴォック錠30mg
- ・レットヴィモカプセル40mg 及び同カプセル80mg
- ・ソグルーヤ皮下注5mg 及び同皮下注10mg
- ・コセンティクス皮下注75mg シリンジ
- ・パドセブ点滴静注用30mg
- ・ライアットMIBG-I131 静注
- ・アロフィセル注
- ・アダリムマブBS 皮下注20mg シリンジ0.2mL「MA」、同BS 皮下注40mg シリンジ0.4mL「MA」、同BS 皮下注80mg シリンジ0.8mL「MA」及び同BS 皮下注40mg ペン0.4mL「MA」

(3) (1)のうち「サイバインコ錠 50mg、同錠 100mg、同錠 200mg」については最適使用推進ガイドラインが策定されるとともに、保険適用上の留意事項が示されていることから、別途送付済みの令和 3 年 11 月 30 日付け日医発第 696 号を参照のこと。

2. 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 製薬企業から削除依頼（医療上の需要がなくなる等の理由）があった医薬品（内用薬104 品目、注射薬32 品目、外用薬18 品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載され、経過措置品目（使用期限：令和4年3月31日限り）とされた。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、新名称の医薬品（注射薬2品目）が薬価基準の別表に第10部追補(6)として収載されるとともに、旧名称の医薬品（注射薬2品目）が掲示事項等告示の別表第2に収載され、経過措置品目（使用期限：令和4年3月31日限り）とされた。

➤関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 388 号
添付資料 2 の記 2 (1)、(2) 別添 1(参考 3)

3. 費用対効果評価結果に基づく価格調整について

市場規模が大きい、または著しく単価が高い医薬品等については、費用対効果評価制度の対象として選定した上で、価格調整を行うこととされているが、令和3年11月17日に開催された中医協において、以下の内用薬1品目について価格調整が行われ決定された。

なお、調整後の薬価は、医療機関における在庫への影響等を踏まえ、令和4年2月1日より適用される。

- ・ノクサフィル錠 100mg

〔 >関連通知等：添付資料2中の記1(4)（参考2）
添付資料4 〕

4. 保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加について

令和3年11月17日に開催された中医協において、ビルトラルセン製剤（販売名：ビルテプソ点滴静注 250mg）を保険医が投与することができる注射薬の対象薬剤に追加することが了承されたことに伴い、掲示事項等告示及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部が改正された。

〔 >関連通知等：添付資料1中の厚生労働省告示第388号
添付資料2中の「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）の新旧対照表等 〕

※その他の改正については添付資料2をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 3. 11. 24 号外第 264 号 抜粋）
 - ・厚生労働省告示第 387 号
 - ・厚生労働省告示第 388 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について
（令和 3. 11. 24 保医発 1124 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表等（令和 3 年 11 月 17 日 中医協総会資料（総 1-3 抜粋））
4. ノクサフィルの費用対効果評価結果に基づく価格調整について
（令和 3 年 11 月 17 日 中医協総会資料（総-4 抜粋））

○厚生労働省告示第三百八十七号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示を次のように定め、令和三年十一月二十五日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和四年二月一日から適用する。

令和三年十一月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表 第1部～第9部（略）				別表 第1部～第9部（略） （新設）			
第10部 追 補 (6)							
内 用 薬							
品	名	規 格	単 位	薬 価			
				円			
<u>(あ)</u>							
アジルバ	顆粒	1%	1% 1g	73.60			
<u>(え)</u>							
エフメノカプセル		100mg	100mg 1カプセル	229.70			
<u>(さ)</u>							
サイバインコ錠		50mg	50mg 1錠	2,678.40			
サイバインコ錠		100mg	100mg 1錠	5,221.40			
サイバインコ錠		200mg	200mg 1錠	7,832.30			
<u>(ひ)</u>							
ピラノアOD錠		20mg	20mg 1錠	66.80			
ピンマックカプセル		61mg	61mg 1カプセル	155,464.00			
<u>(も)</u>							
モビコール配合内用剤	HD		13.7046g 1包	139.80			
<u>(り)</u>							
リンヴォック錠		30mg	30mg 1錠	7,459.40			
<u>(れ)</u>							
レキサルティOD錠		0.5mg	0.5mg 1錠	136.80			
レキサルティOD錠		1mg	1mg 1錠	260.60			
レキサルティOD錠		2mg	2mg 1錠	496.50			
レットヴィモカプセル		40mg	40mg 1カプセル	3,680.00			
レットヴィモカプセル		80mg	80mg 1カプセル	6,984.50			
注 射 薬							
品	名	規 格	単 位	薬 価			
				円			
<u>(あ)</u>							
アダリムマブB S皮下注	20mgシリンジ	0.2mL	20mg0.2mL 1筒	20,604			
A]							
アダリムマブB S皮下注	40mgシリンジ	0.4mL	40mg0.4mL 1筒	39,913			
A]							
アダリムマブB S皮下注	40mgペン	0.4mL	40mg0.4mL 1キット	40,056			

アダリムマブB S皮下注80mgシリンジ0.8mL「M A」	80mg0.8mL 1筒	77,392
アロフィセル注 (こ)	4瓶1組	5,620,004
コセンテックス皮下注75mgシリンジ (さ)	75mg0.5mL 1筒	40,144
サフネロー点滴静注300mg (す)	300mg 2 mL 1瓶	96,068
スキリージ皮下注150mgシリンジ 1 mL	150mg 1 mL 1筒	474,616
スキリージ皮下注150mgペン 1 mL	150mg 1 mL 1キット	474,761
ステルイズ水性懸濁筋注60万単位シリンジ	60万単位 1筒	3,207
ステルイズ水性懸濁筋注240万単位シリンジ (そ)	240万単位 1筒	9,273
ソグルーヤ皮下注 5 mg	5 mg1.5mL 1 キット	26,107
ソグルーヤ皮下注10mg (ね)	10mg1.5mL 1 キット	52,214
ネクスピアザイム点滴静注用100mg (は)	100mg 1 瓶	196,940
パドセブ点滴静注用30mg	30mg 1 瓶	99,609
ハルトマンD液「フソー」	500mL 1 瓶	160
ハルトマンD液「フソー」 (や)	500mL 1 袋	160
ヤーボイ点滴静注液20mg (ゆ)	20mg 4 mL 1 瓶	200,703
ユルトミリスH I 点滴静注300mg / 3 mL	300mg 3 mL 1 瓶	699,570
ユルトミリスH I 点滴静注1100mg / 11mL (ら)	1,100mg11mL 1 瓶	2,565,090
ライアットMIBG-I131静注	1.85GBq 5 mL 1 瓶	1,072,505
ラニビズマブB S 硝子体内注射用キット10mg/mL 「センジュ」	0.5mg0.05mL 1 筒	85,535

※1 使用薬剤の薬価（薬価基準）の1部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後					改正前						
別表	品	第1部	内名	用薬規格単位	薬価円	別表	品	第1部	内名	用薬規格単位	薬価円
	(あ) ~ (ね)	(略)					(あ) ~ (ね)	(略)			
	(の)						(の)				
	(略)						(略)				

ノクサフィル錠100mg (略) (は) ~ (わ) (略) 第2部~第10部 (略)	100mg 1錠 <u>3,094.90</u>	ノクサフィル錠100mg (略) (は) ~ (わ) (略) 第2部~第10部 (略)	100mg 1錠 <u>3,109.10</u>
--	-----------------------------	--	-----------------------------

○厚生労働省告示第百八十八号
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和三年十一月二十五日から適用する。

令和三年十一月二十四日

厚生労働大臣 後藤 茂之

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンⅠ製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮</p>	<p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチドⅠ受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンⅠ製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリバラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アボモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮</p>

下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルソルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く)、テデュグルチド製剤、サトラリスマブ製剤及びビルトラルセン製剤

二 (略)

別表第2

第1部~第7部 (略)

第8部 追 補 (4)

品 名 規 格 単 位

(あ)

アジスロマイシン錠250mg [YD]	250mg 1錠
アズクレニンS配合顆粒	1g
アセタノールカプセル100	100mg 1カプセル
アセタノールカプセル200	200mg 1カプセル
アダラートL錠10mg	10mg 1錠
アダラートL錠20mg	20mg 1錠
アダリールOD錠0.5mg	0.5mg 1錠
アダリールOD錠1mg	1mg 1錠
アダリールOD錠3mg	3mg 1錠
アリルエラストレノール錠25mg [サウイ]	25mg 1錠
アレジオキサ錠100mg [KN]	100mg 1錠
アレジオキサ錠60mg	60mg 1錠
(い)	
イトゾリド塩酸塩錠50mg [YD]	50mg 1錠
(ろ)	
Ⓢ ウルソデオキシコール酸錠100mg [TCCK]	100mg 1錠
(え)	
エシルサ錠50mg	50mg 1錠

下注射) 製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤(筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る)、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デユピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルソルファアゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤(季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く)、テデュグルチド製剤及びサトラリスマブ製剤

二 (略)

別表第2

第1部~第7部 (略)

(新設)

(お)	
Ⓜ オステン錠200mg	200mg 1錠
オリザチム ^か 顆粒	50% 1g
オロパタジン塩酸塩OD錠2.5mg「イワキ」	2.5mg 1錠
オロパタジン塩酸塩OD錠5mg「イワキ」	5mg 1錠
(か)	
カルバゾクロムスルホン酸Na錠30mg「TCK」	30mg 1錠
カンデサルタンOD錠2mg「明治」	2mg 1錠
カンデサルタンOD錠12mg「明治」	12mg 1錠
Ⓜ カンデサルタン錠12mg「明治」	12mg 1錠
(く)	
Ⓜ ケチアピン錠25mg「AA」	25mg 1錠
Ⓜ ケチアピン錠100mg「AA」	100mg 1錠
グラジナ錠50mg	50mg 1錠
Ⓜ クロビドグレル錠25mg「AA」	25mg 1錠
Ⓜ クロビドグレル錠25mg「ZE」	25mg 1錠
Ⓜ クロビドグレル錠25mg「ニットー」	25mg 1錠
Ⓜ クロビドグレル錠75mg「AA」	75mg 1錠
Ⓜ クロビドグレル錠75mg「ZE」	75mg 1錠
クロルマジノン酢酸エステル錠25mg「NSKK」	25mg 1錠
(け)	
ケイラーゼAT配合カプセル	1カプセル
(こ)	
Ⓜ コナン錠5mg	5mg 1錠
Ⓜ コナン錠10mg	10mg 1錠
Ⓜ コナン錠20mg	20mg 1錠
(さ)	
ザイザルOD錠2.5mg	2.5mg 1錠
ザイザルOD錠5mg	5mg 1錠
Ⓜ※酸化マグネシウム(山善)	10g
ザンタック錠75	75mg 1錠
ザンタック錠150	150mg 1錠
(し)	
Ⓜ ジアスターゼ「日医工」	10g
Ⓜ ジアスターゼ(ハチ)	10g
Ⓜ シロスタゾール錠50mg「タカタ」	50mg 1錠
Ⓜ シロスタゾール錠100mg「タカタ」	100mg 1錠
人工カルルス塩「ヤマゼン」	10g
(す)	
スルガム錠100mg	100mg 1錠
スルガム錠200mg	200mg 1錠

(せ)	
Ⓔ※精製水（中北）	10mL
Ⓔ セフカベンピボキシル塩酸塩細粒小児用100mg「TCK」	100mg 1 g
Ⓔ セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「TCK」	75mg 1 錠
Ⓔ セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「YD」	75mg 1 錠
Ⓔ セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「TCK」	100mg 1 錠
Ⓔ セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「YD」	100mg 1 錠
(そ)	
Ⓔ ゾルピデム酒石酸塩錠 5 mg「AA」	5 mg 1 錠
Ⓔ ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「AA」	10mg 1 錠
(た)	
耐性乳酸菌散10%「JG」	1 g
ダオニール錠1.25mg	1.25mg 1 錠
ダオニール錠2.5mg	2.5mg 1 錠
ダクチラン錠50mg	50mg 1 錠
タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「オーハラ」	0.1mg 1 カプセル
タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「オーハラ」	0.2mg 1 カプセル
Ⓔ※炭酸マグネシウム（山善）	10 g
Ⓔ※単シロップ（東洋製化）	10mL
(と)	
Ⓔ トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「YD」	75mg 1 錠
Ⓔ トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「YD」	150mg 1 錠
ドネベジル塩酸塩OD錠 3 mg「JG」	3 mg 1 錠
ドネベジル塩酸塩OD錠 5 mg「JG」	5 mg 1 錠
ドネベジル塩酸塩OD錠10mg「JG」	10mg 1 錠
ドミン錠0.4	0.4mg 1 錠
Ⓔ トリクロルメチアジド錠 2 mg「YD」	2 mg 1 錠
(な)	
ナウゼリン細粒 1 %	1 % 1 g
(に)	
Ⓔ ニザチジンカプセル150mg「オーハラ」	150mg 1 カプセル
Ⓔ ニザチジンカプセル150mg「トーワ」	150mg 1 カプセル
ニチコデ配合散	1 g
Ⓔ 乳酸カルシウム「NikP」	10 g
Ⓔ※乳酸カルシウム（山善）	10 g
(は)	
バラシクロピル錠500mg「DK」	500mg 1 錠
バルサルタンOD錠20mg「科研」	20mg 1 錠
バルサルタンOD錠40mg「科研」	40mg 1 錠
バルサルタンOD錠80mg「科研」	80mg 1 錠
バルサルタンOD錠160mg「科研」	160mg 1 錠
Ⓔ バルサルタン錠20mg「NPI」	20mg 1 錠

品名	規格	単位
(ひ)		
ピソルボン錠4mg	4mg	1錠
(ふ)		
フィズリン錠30mg	30mg	1錠
Ⓢ フルツロンカプセル100	100mg	1カプセル
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「J.G」	25mg	1錠
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「Y.D」	25mg	1錠
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「J.G」	50mg	1錠
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「Y.D」	50mg	1錠
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「J.G」	75mg	1錠
Ⓢ フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「Y.D」	75mg	1錠
プロクリン-Lカプセル5mg	5mg	1カプセル
プロクリン-Lカプセル15mg	15mg	1カプセル
プロモクリプチン錠2.5mg「タカタ」	2.5mg	1錠
(め)		
Ⓢ メコバラミン錠250 μ g「Y.D」	0.25mg	1錠
メナテトレノンカプセル15mg「日本臓器」	15mg	1カプセル
メロキシカム速崩錠5mg「日本臓器」	5mg	1錠
メロキシカム速崩錠10mg「日本臓器」	10mg	1錠
(よ)		
ヨウラーゼE配合顆粒		1g
(り)		
Ⓢ リセドロン酸Na錠2.5mg「Y.D」	2.5mg	1錠
Ⓢ リセドロン酸Na錠17.5mg「Y.D」	17.5mg	1錠
(ろ)		
Ⓢ ロキフェン錠60mg	60mg	1錠
(わ)		
ワルファリンK細粒0.2%「Y.D」	0.2%	1g
注 射 薬		
(あ)		
アーゼラ点滴静注液100mg	100mg	5mL 1瓶
アーゼラ点滴静注液1000mg	1,000mg	50mL 1瓶
Ⓢ アルタット静注用75mg	75mg	1管
(い)		
イトリゾール注1%	1%	20mL 1管(溶解液付)
(え)		
Ⓢ エダラボン点滴静注液30mgバッグ「ケミファ」	30mg	100mL 1キット

<u>(く)</u>	
<u>グルカゴン注射用1単位「F」</u>	<u>1 U. S. P. 単位1瓶</u> <u>(溶解液付)</u>
<u>グロウジェクトBC注射用8mg</u>	<u>8mg1筒 (溶解液付)</u>
<u>(け)</u>	
<u>ゲムシタピン点滴静注用200mg「サワイ」</u>	<u>200mg1瓶</u>
<u>ゲムシタピン点滴静注用1g「サワイ」</u>	<u>1g1瓶</u>
<u>献血グロブリン注射用2500mg「KMB」</u>	<u>2.5g50mL1瓶 (溶解液</u> <u>付)</u>
<u>(こ)</u>	
<u>コセンテックス皮下注150mgシリンジ</u>	<u>150mg1mL1筒</u>
<u>(さ)</u>	
<u>ザンタック注射液50mg</u>	<u>2.5%2mL1管</u>
<u>ザンタック注射液100mg</u>	<u>2.5%4mL1管</u>
<u>(す)</u>	
<u>スプレキュアMP皮下注用1.8</u>	<u>1.8mg1筒</u>
<u>(そ)</u>	
<u>ゾレア皮下注用75mg</u>	<u>75mg1瓶</u>
<u>(た)</u>	
<u>㊦ タゾビベ配合静注用2.25「サンド」</u>	<u>(2.25g)1瓶</u>
<u>㊦ タゾビベ配合静注用2.25「DK」</u>	<u>(2.25g)1瓶</u>
<u>㊦ タゾビベ配合静注用4.5「サンド」</u>	<u>(4.5g)1瓶</u>
<u>㊦ タゾビベ配合静注用4.5「DK」</u>	<u>(4.5g)1瓶</u>
<u>タゾビベ配合点滴静注用2.25バッグ「サンド」</u>	<u>(2.25g)1キット (生</u> <u>理食塩液100mL付)</u>
<u>タゾビベ配合点滴静注用4.5バッグ「サンド」</u>	<u>(4.5g)1キット (生</u> <u>理食塩液100mL付)</u>
<u>(な)</u>	
<u>ナプトピン注3.6単位</u>	<u>3mL1管</u>
<u>(は)</u>	
<u>ハルトマンD液「小林」</u>	<u>500mL1瓶</u>
<u>ハルトマンD液「小林」</u>	<u>500mL1袋</u>
<u>(ひ)</u>	
<u>ビーカップ注10mg</u>	<u>10mg1管</u>
<u>ビタミンK₁注10mg</u>	<u>10mg1管</u>
<u>(ふ)</u>	
<u>ファルモルピシンRTU注射液10mg</u>	<u>10mg5mL1瓶</u>
<u>ファルモルピシンRTU注射液50mg</u>	<u>50mg25mL1瓶</u>
<u>ファルモルピシン注射用10mg</u>	<u>10mg1瓶</u>
<u>ファルモルピシン注射用50mg</u>	<u>50mg1瓶</u>
<u>プララエント皮下注75mgペン</u>	<u>75mg1mL1キット</u>
<u>プララエント皮下注150mgペン</u>	<u>150mg1mL1キット</u>

<u>(り)</u> リクスビス静注用2000	2,000国際単位1瓶(溶解液付)
<u>(ろ)</u> ロイコプロール点滴静注用800万単位	800万単位1瓶
外 用 薬	規 格 単 位
<u>(あ)</u> 亜鉛華(10%)単軟膏「ヤマゼン」	10g
アゾテシン点眼液0.02%	0.02% 5mL 1瓶
Ⓔ アンモニア水「コザカイ・M」	10mL
Ⓔ※アンモニア水(山善)	10mL
<u>(え)</u> Ⓔ 塩化ナトリウム「イヌイ」	10g
Ⓔ※塩酸(山善)	10mL
<u>(し)</u> ジフルプレドナート軟膏0.05%「KN」	0.05% 1g
<u>(せ)</u> セレベント25ロタディスク	25μg 1プリスター
セレベント50ロタディスク	50μg 1プリスター
<u>(ふ)</u> フルタイド50ロタディスク	50μg 1プリスター
フルタイド100ロタディスク	100μg 1プリスター
フルタイド200ロタディスク	200μg 1プリスター
<u>(ほ)</u> Ⓔ※ホウ酸(山善)	10g
ポピヨード液10%	10% 10mL
<u>(り)</u> リノコートパウダースプレー鼻用25μg	1.50mg0.9087g 1瓶
<u>(れ)</u> レボカバステチン点眼液0.025%「イセイ」	0.025% 1mL
<u>(ろ)</u> ロキソプロフェンNaテープ50mg「日本臓器」	7cm×10cm 1枚
ロキソプロフェンNaテープ100mg「日本臓器」	10cm×14cm 1枚

保医発 1 1 2 4 第 4 号
令和 3 年 1 1 月 2 4 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和3年厚生労働省告示第387号及び令和3年厚生労働省告示388号をもって改正され、令和3年11月25日から適用（ただし、薬価基準第2条の改正規定は、令和4年2月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬14品目及び注射薬20品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品（注射薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （3）（1）及び（2）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	8, 7 1 7	3, 6 6 0	2, 1 4 8	2 7	1 4, 5 5 2

(4) 「薬価算定の基準について」（令和3年2月10日付け保発0210第3号）第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（内用薬1品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(5) (4)による調整後の薬価は、令和4年2月1日から適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) 医療上の需要がなくなる等の理由により製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬104品目、注射薬32品目、外用薬18品目）について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品（以下「使用医薬品」という。）から除外するものであること。

(2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に記載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品（注射薬2品目）について、掲示事項等告示の別表第2に記載することにより、令和4年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。

(3) (1)及び(2)により掲示事項等告示の別表第2に記載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	2 4 2	1 2 2	4 1	1	4 1 3

(4) ビルトラルセン製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) アジルバ顆粒1%

本製剤は、既に薬価収載後1年以上を経過している「アジルバ錠10mg、同錠20mg及び同錠40mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、錠剤である既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、小児等

が服用しやすい顆粒剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(2) ビンマックカプセル 61mg

- 1) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の適用にあたっては、最新のガイドラインを参照し、トランスサイレチンアミロイドーシスの診断が確定していることを確認すること。」とされていることから、トランスサイレチンアミロイドーシスの診断及び治療に精通した医師のもとで、本製剤の投与が適切と判断される症例に使用すること。
- 2) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「NYHA心機能分類Ⅲ度の患者では、NYHA心機能分類Ⅰ・Ⅱ度の患者より相対的に本剤の有効性が低い可能性があるため、本剤の作用機序、及び臨床試験で示唆されたNYHA心機能分類と有効性の関係を十分に理解し、患者の状態を考慮した上で、本剤投与の要否を判断すること。」及び「NYHA心機能分類Ⅳ度の患者における有効性及び安全性は確立していない。」とされているので、使用に当たっては十分留意し、本製剤の初回投与に当たっては、NYHA心機能分類Ⅰ～Ⅲ度の患者を対象とすること。
- 3) 本製剤の薬剤料については、次の①又は②のすべての要件を満たした場合に算定でき、いずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。（「患者要件①」又は「患者要件②」と記載）

① 野生型の場合

- ア 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること
- イ 心エコーによる拡張末期の心室中隔厚が 12mm を超えること
- ウ 組織生検によるアミロイド沈着が認められること
- エ 免疫組織染色により TTR 前駆タンパク質が同定されること

② 変異型の場合

- ア 心筋症症状及び心筋症と関連する TTR 遺伝子変異を有すること
- イ 心不全による入院歴又は利尿薬の投与を含む治療を必要とする心不全症状を有すること
- ウ 心エコーによる拡張末期の心室中隔厚が 12mm を超えること
- エ 組織生検によるアミロイド沈着が認められること

(3) リンヴォック錠 30mg

本製剤は、既に薬価収載後 1 年以上を経過している「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」（以下「既収載品」という。）と有効成分が同一であり、今般、既収載品において既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に係る効能・効果及び用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要となる製剤として承認された剤形追加医薬品であることから、揭示事項等告示第 10 第 2 号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日間を限度とする。）は適用されないものであること。

(4) レットヴィモカプセル 40mg 及び同カプセル 80mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設により、RET 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、RET 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(5) ソグルーヤ皮下注 5mg 及び同皮下注 10mg

① 本製剤は、ヒト成長ホルモン製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤は、注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

(6) コセンティクス皮下注 75mg シリンジ

① 本製剤はセクキヌマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

② 本製剤については針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

(7) パドセブ点滴静注用 30mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の一次治療における有効性及び安全性は確立していない。」及び「PD-1/PD-L1 阻害剤による治療歴のない患者における本剤の有効性及び安全性は確立していない。」と記載されているので、PD-1/PD-L1 阻害剤を含む化学療法による治療歴を有する患者に投与することとし、その旨を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(8) ライアット MIBG-I131 静注

本製剤の効能又は効果は「MIBG 集積陽性の治癒切除不能な褐色細胞腫・パラガングリオーマ」であり、MIBG 集積陽性が確認された患者が対象であることから、MIBG 集積陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。

(9) アロフィセル注

① アロフィセル注については、日本大腸肛門病学会の「アロフィセル注 適正使

用指針」に従い使用するとともに、当該指針の施設要件等に準拠した、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な医療機関で使用するよう十分留意すること。

- ② 本製品の効能、効果又は性能において、「非活動期又は軽症の活動期クローン病患者における複雑痔瘻の治療。ただし、少なくとも1つの既存治療薬による治療を行っても効果が不十分な場合に限る。」及び用法及び用量又は使用方法に関連する使用上の注意において、「本品を再投与した臨床成績は得られておらず、痔瘻の状態を十分に確認した上で、再投与の要否を慎重に判断すること。」とされていることから、このような場合に限り算定できるものであり、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア 本製品の投与が適切と判断した理由

イ 既存治療薬による治療として使用していた薬剤の品名及び使用期間

ウ 本製品の投与回数（1回目又は2回目と記載する）

- ③ 本製品を患者に使用した場合は、医科点数表区分番号「K743」痔核手術（脱肛を含む。）の「1」硬化療法を算定できるものであること。

- (10) アダリムマブ BS 皮下注 20mg シリンジ 0.2mL「MA」、同 BS 皮下注 40mg シリンジ 0.4mL「MA」、同 BS 皮下注 80mg シリンジ 0.8mL「MA」及び同 BS 皮下注 40mg ペン 0.4mL「MA」

- ① 本製剤はアダリムマブ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。

- ② 本製剤は針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。

5 関係通知の一部改正について

- (1) 「ウパダシチニブ水和物製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（令和3年8月25日付け保医発0825第4号）の記の(1)中「リンヴォック錠 7.5mg 及び同錠 15mg」を「リンヴォック錠 7.5mg、同錠 15mg 及び同錠 30mg」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成30年11月19日付け保医発1119第4号）の記の4の(1)中「モビコール配合内用剤LD」を「モビコール配合内用剤LD及び同配合内用剤HD」に改める。
- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成27年8月31日付け保医発0831第1号）の記の4の(5)中「ヤーボイ点滴静注液 50mg」を「ヤーボイ点滴静注液 20mg 及び同点滴静注液 50mg」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年9月3日付け

保医発 0903 第 1 号) の記の 4 の (6) 中「ユルトミリス点滴静注 300mg」を「ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び同 HI 点滴静注 1100mg/11mL」に改める。

- (5) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) を次のように改正する。
- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びサトラリズマブ製剤」を「サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤」に改める。
 - ② 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びサトラリズマブ製剤」を「サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤」に改める。
- (6) 「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(令和 3 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 2 号) を以下のとおり改正する。
- ① 別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、令和 3 年 11 月 25 日から適用すること。
 - ② 別紙 3 に別添 2 に掲げる医薬品を加え、令和 3 年 11 月 25 日から適用すること。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
令和3年11月25日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	3999463G1025	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続3〕	20mg0.2mL 1筒	アダリムマブB S皮下注20mgシリンジ0.2mL「MA」	持田製薬	20,604
注射薬	3999463G2021	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続3〕	40mg0.4mL 1筒	アダリムマブB S皮下注40mgシリンジ0.4mL「MA」	持田製薬	39,913
注射薬	3999463G3028	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続3〕	80mg0.8mL 1筒	アダリムマブB S皮下注80mgシリンジ0.8mL「MA」	持田製薬	77,392
注射薬	3999463G4024	アダリムマブ（遺伝子組換え）〔アダリムマブ後続3〕	40mg0.4mL 1キット	アダリムマブB S皮下注40mgペン0.4mL「MA」	持田製薬	40,056
注射薬	1319407G1029	ラニビズマブ（遺伝子組換え）〔ラニビズマブ後続1〕	0.5mg0.05mL 1筒	ラニビズマブB S硝子体内注射用キット10mg/mL「センジュ」	千寿製薬	85,535

別紙3 診療報酬における加算等の算定対象となる「後発医薬品のある先発医薬品」
令和3年11月25日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬価
注射薬	1319403A1036	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0.5mg0.05mL 1 瓶	ルセンティス硝子体内注射液10mg/mL	ノバルティス ファーマ	160,698
注射薬	1319403G1020	ラニビズマブ（遺伝子組換え）	0.5mg0.05mL 1 筒	ルセンティス硝子体内注射用キット 10mg/mL	ノバルティス ファーマ	160,698

(参考：新旧対照表)

◎「ウパダンチニブ水和物製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」(令和3年8月25日付け保医発0825第4号)の記の(1)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(1) <u>リンヴォック錠7.5mg、同錠15mg及び同錠30mg</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。</p>	<p>(1) <u>リンヴォック錠7.5mg及び同錠15mg</u>については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について」（平成 30 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 4 号）の記の 4 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（1） <u>モビコール配合内用剤 LD 及び同配合内用剤 HD</u> 本剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。</p>	<p>（1） <u>モビコール配合内用剤 LD</u> 本剤の成人への使用に当たっては、他の便秘症治療薬（ルビプロストン製剤、エロビキシバット水和物製剤、リナクロチド製剤及びラクツロース製剤を除く。）で効果不十分な場合に、器質的疾患による便秘を除く慢性便秘症の患者へ使用すること。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 27 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号）の記の 4 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（5） <u>ヤーボイ点滴静注液 20mg 及び同点滴静注液 50mg</u> 本製剤を「根治切除不能な悪性黒色腫」、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」又は「がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に用いる場合は、本製剤の用法及び用量において「3 週間間隔で 4 回点滴静注する」とされていることから、4 回を超えて投与しないこと。</p>	<p>（5） <u>ヤーボイ点滴静注液 50mg</u> 本製剤を「根治切除不能な悪性黒色腫」、「根治切除不能又は転移性の腎細胞癌」又は「がん化学療法後に増悪した治癒切除不能な進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌」に用いる場合は、本製剤の用法及び用量において「3 週間間隔で 4 回点滴静注する」とされていることから、4 回を超えて投与しないこと。</p>

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年9月3日付け保医発0903第1号）の記の4の（6）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（6） <u>ユルトミリス点滴静注 300mg、同 HI 点滴静注 300mg/3mL 及び</u> <u>同 HI 点滴静注 1100mg/11mL</u> ①・②（略）</p>	<p>（6） <u>ユルトミリス点滴静注 300mg</u> ①・②（略）</p>

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和2年3月5日付け保医発0305第1号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200 薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p>【厚生労働大臣の定める注射薬】</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン</p>

I₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

I₂製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマンント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルフ

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェアルフ
ァ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、
テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

ァーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラージェアルフ
ァ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、
テデュグルチド製剤及びサトラリズマブ製剤

(2)～(6) (略)

別添 3

区分 0 1 調剤料

(1)～(4) (略)

(5) 注射薬

ア (略)

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等
のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液
凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因
子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固
第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロン
ビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続
携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激
ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピ
ン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニ
ー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インター
フェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グ
ルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト、ヒ
トソマトメジンC 製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生

理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

理食塩水、プロスタグランジン I₂ 製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H₂遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アル

ファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤及びビルトラルセン製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

ファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラーゼ製剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤及びサトラリズマブ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

(参考1)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)	
1	内用薬	アジルバ顆粒1%	アジルサルタン	1%1g	73.60
2	内用薬	エフメノカプセル100mg	プロゲステロン	100mg1カプセル	229.70
3	内用薬	サイバインコ錠50mg	アプロシチニブ	50mg1錠	2,678.40
4	内用薬	サイバインコ錠100mg	アプロシチニブ	100mg1錠	5,221.40
5	内用薬	サイバインコ錠200mg	アプロシチニブ	200mg1錠	7,832.30
6	内用薬	ピラノアOD錠20mg	ピラスチン	20mg1錠	66.80
7	内用薬	ピンマックカプセル61mg	タファミジス	61mg1カプセル	155,464.00
8	内用薬	モビコール配合内用剤HD	マクロゴール4000、塩化ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、塩化カリウム	13.7046g1包	139.80
9	内用薬	リンヴォック錠30mg	ウバダシチニブ水和物	30mg1錠	7,459.40
10	内用薬	レキサルティOD錠0.5mg	ブレクスピラゾール	0.5mg1錠	136.80
11	内用薬	レキサルティOD錠1mg	ブレクスピラゾール	1mg1錠	260.60
12	内用薬	レキサルティOD錠2mg	ブレクスピラゾール	2mg1錠	496.50
13	内用薬	レットヴィモカプセル40mg	セルベルカチニブ	40mg1カプセル	3,680.00
14	内用薬	レットヴィモカプセル80mg	セルベルカチニブ	80mg1カプセル	6,984.50
15	注射薬	アダリムマブB S皮下注20mgシリンジ0.2mL「MA」	アダリムマブ(遺伝子組換え)[アダリムマブ後続3]	20mg0.2mL1筒	20,604
16	注射薬	アダリムマブB S皮下注40mgシリンジ0.4mL「MA」	アダリムマブ(遺伝子組換え)[アダリムマブ後続3]	40mg0.4mL1筒	39,913
17	注射薬	アダリムマブB S皮下注40mgペン0.4mL「MA」	アダリムマブ(遺伝子組換え)[アダリムマブ後続3]	40mg0.4mL1キット	40,056
18	注射薬	アダリムマブB S皮下注80mgシリンジ0.8mL「MA」	アダリムマブ(遺伝子組換え)[アダリムマブ後続3]	80mg0.8mL1筒	77,392
19	注射薬	アロフィセル注	ダルバドストロセル	4瓶1組	5,620,004
20	注射薬	コセンティクス皮下注75mgシリンジ	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	75mg0.5mL1筒	40,144
21	注射薬	サフネロー点滴静注300mg	アニフロルマブ(遺伝子組換え)	300mg2mL1瓶	96,068
22	注射薬	スキリージ皮下注150mgシリンジ1mL	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	150mg1mL1筒	474,616
23	注射薬	スキリージ皮下注150mgペン1mL	リサンキズマブ(遺伝子組換え)	150mg1mL1キット	474,761
24	注射薬	ステルイズ水性懸濁筋注60万単位シリンジ	ベンジルベニリンベンザチン水和物	60万単位1筒	3,207
25	注射薬	ステルイズ水性懸濁筋注240万単位シリンジ	ベンジルベニリンベンザチン水和物	240万単位1筒	9,273
26	注射薬	ソグルーヤ皮下注5mg	ソマブシタン(遺伝子組換え)	5mg1.5mL1キット	26,107
27	注射薬	ソグルーヤ皮下注10mg	ソマブシタン(遺伝子組換え)	10mg1.5mL1キット	52,214
28	注射薬	ネクスピアザイム点滴静注用100mg	アバクルグロコシダーゼ アルファ(遺伝子組換え)	100mg1瓶	196,940
29	注射薬	バドセブ点滴静注用30mg	エンホルツマブ ベドチン(遺伝子組換え)	30mg1瓶	99,609
30	注射薬	ハルトマンD液「フソー」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL1瓶	160
31	注射薬	ハルトマンD液「フソー」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL1袋	160
32	注射薬	ヤーボイ点滴静注液20mg	イビリムマブ(遺伝子組換え)	20mg4mL1瓶	200,703
33	注射薬	ユルトミリスHI点滴静注300mg/3mL	ラブリズマブ(遺伝子組換え)	300mg3mL1瓶	699,570
34	注射薬	ユルトミリスHI点滴静注1100mg/11mL	ラブリズマブ(遺伝子組換え)	1100mg11mL1瓶	2,565,090
35	注射薬	ライアットMIBG-1131静注	3 ヨードベンジルグアニジン(¹³¹ I)	1.85GBq5mL1瓶	1,072,505
36	注射薬	ラニズマブB S硝子体内注射用キット10mg/mL「センジュ」	ラニズマブ(遺伝子組換え)[ラニズマブ後続1]	0.5mg0.05mL1筒	85,535

(参考2)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働告示第60号）の一部改正
（令和4年2月1日より適用）

(単位：円)

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
6179002H102	ノクサフィル錠100mg	100mg 1錠	3,109.10	3,094.90

揭示事項等告示

別表第2 (令和4年3月31日まで)

No	薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬 アジスロマイシン錠250mg「Y D」	アジスロマイシン水和物	250mg 1錠
2	内用薬 アズクレニンS 配合顆粒	アズレンスルホン酸ナトリウム水和物・L-グルタミン	1 g
3	内用薬 アセタノールカプセル100	アセプトロール塩酸塩	100mg 1カプセル
4	内用薬 アセタノールカプセル200	アセプトロール塩酸塩	200mg 1カプセル
5	内用薬 アダラートL錠10mg	ニフェジピン	10mg 1錠
6	内用薬 アダラートL錠20mg	ニフェジピン	20mg 1錠
7	内用薬 アマリールOD錠0.5mg	グリメピリド	0.5mg 1錠
8	内用薬 アマリールOD錠1mg	グリメピリド	1mg 1錠
9	内用薬 アマリールOD錠3mg	グリメピリド	3mg 1錠
10	内用薬 アリルエストレノール錠25mg「サワイ」	アリルエストレノール	25mg 1錠
11	内用薬 局 アルジオキサ錠100mg「KN」	アルジオキサ	100mg 1錠
12	内用薬 アレグラOD錠60mg	フェキシフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
13	内用薬 イトブリド塩酸塩錠50mg「Y D」	イトブリド塩酸塩	50mg 1錠
14	内用薬 局 ウルソデオキシコール酸錠100mg「TC K」	ウルソデオキシコール酸	100mg 1錠
15	内用薬 エレルサ錠50mg	エルバスビル	50mg 1錠
16	内用薬 局 オステン錠200mg	イブリフラボン	200mg 1錠
17	内用薬 オリザチーム顆粒	- ガラクトシダーゼ (アスベルギルス)	50% 1g
18	内用薬 オロバタジン塩酸塩OD錠2.5mg「イワキ」	オロバタジン塩酸塩	2.5mg 1錠
19	内用薬 オロバタジン塩酸塩OD錠5mg「イワキ」	オロバタジン塩酸塩	5mg 1錠
20	内用薬 カルバゾクロムスルホン酸Na錠30mg「TC K」	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム水和物	30mg 1錠
21	内用薬 カンデサルタンOD錠2mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	2mg 1錠
22	内用薬 カンデサルタンOD錠12mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1錠
23	内用薬 局 カンデサルタン錠12mg「明治」	カンデサルタンシレキセチル	12mg 1錠
24	内用薬 局 クエチアピン錠25mg「AA」	クエチアピソフマル酸塩	25mg 1錠
25	内用薬 局 クエチアピン錠100mg「AA」	クエチアピソフマル酸塩	100mg 1錠
26	内用薬 グラジナ錠50mg	グラソプレビル水和物	50mg 1錠
27	内用薬 局 クロビドグレル錠25mg「AA」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
28	内用薬 局 クロビドグレル錠25mg「ZE」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
29	内用薬 局 クロビドグレル錠25mg「ニッター」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
30	内用薬 局 クロビドグレル錠75mg「AA」	クロビドグレル硫酸塩	75mg 1錠
31	内用薬 局 クロビドグレル錠75mg「ZE」	クロビドグレル硫酸塩	75mg 1錠
32	内用薬 クロルマジノン酢酸エステル錠25mg「NSKK」	クロルマジノン酢酸エステル	25mg 1錠
33	内用薬 ケイラーゼAT配合カプセル	ピオチアスターゼ2000配合剤	1カプセル
34	内用薬 局 コナン錠10mg	キナプリル塩酸塩	10mg 1錠
35	内用薬 局 コナン錠20mg	キナプリル塩酸塩	20mg 1錠
36	内用薬 局 コナン錠5mg	キナプリル塩酸塩	5mg 1錠

No	薬価基準名	成分名	規格単位
37	内用薬 ギザルO D錠2.5mg	レボセチリジン塩酸塩	2.5mg 1錠
38	内用薬 ギザルO D錠5mg	レボセチリジン塩酸塩	5mg 1錠
39	内用薬 局 酸化マグネシウム(山善)	酸化マグネシウム	10g
40	内用薬 ギンタク錠75	ラニチジン塩酸塩	75mg 1錠
41	内用薬 ギンタク錠150	ラニチジン塩酸塩	150mg 1錠
42	内用薬 局 ギアスターゼ ハチ	ギアスターゼ	10g
43	内用薬 局 ギアスターゼ「日医工」	ギアスターゼ	10g
44	内用薬 局 シロスタゾール錠50mg「タカタ」	シロスタゾール	50mg 1錠
45	内用薬 局 シロスタゾール錠100mg「タカタ」	シロスタゾール	100mg 1錠
46	内用薬 人工カルルス塩「ヤマゼン」	人工カルルス塩	10g
47	内用薬 スルガム錠100mg	チアプロフェン酸	100mg 1錠
48	内用薬 スルガム錠200mg	チアプロフェン酸	200mg 1錠
49	内用薬 局 精製水(中北)	精製水	10mL
50	内用薬 局 セフカベンピボキシル塩酸塩細粒小児用100mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1g
51	内用薬 局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
52	内用薬 局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠75mg「YD」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	75mg 1錠
53	内用薬 局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「TCK」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
54	内用薬 局 セフカベンピボキシル塩酸塩錠100mg「YD」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物	100mg 1錠
55	内用薬 局 ゾルピデム酒石酸塩錠5mg「AA」	ゾルピデム酒石酸塩	5mg 1錠
56	内用薬 局 ゾルピデム酒石酸塩錠10mg「AA」	ゾルピデム酒石酸塩	10mg 1錠
57	内用薬 耐性乳酸菌散10%「JG」	耐性乳酸菌	1g
58	内用薬 ダオニール錠1.25mg	グリベンクラミド	1.25mg 1錠
59	内用薬 ダオニール錠2.5mg	グリベンクラミド	2.5mg 1錠
60	内用薬 ダクチラン錠50mg	ビペリドレート塩酸塩	50mg 1錠
61	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.1mg「オーハラ」	タムスロシン塩酸塩	0.1mg 1カプセル
62	内用薬 タムスロシン塩酸塩カプセル0.2mg「オーハラ」	タムスロシン塩酸塩	0.2mg 1カプセル
63	内用薬 局 炭酸マグネシウム(山善)	炭酸マグネシウム	10g
64	内用薬 局 単シロップ(東洋製化)	単シロップ	10mL
65	内用薬 局 トスフロキサシントシル酸塩錠75mg「YD」	トスフロキサシントシル酸塩水和物	75mg 1錠
66	内用薬 局 トスフロキサシントシル酸塩錠150mg「YD」	トスフロキサシントシル酸塩水和物	150mg 1錠
67	内用薬 ドネベジル塩酸塩OD錠3mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	3mg 1錠
68	内用薬 ドネベジル塩酸塩OD錠5mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	5mg 1錠
69	内用薬 ドネベジル塩酸塩OD錠10mg「JG」	ドネベジル塩酸塩	10mg 1錠
70	内用薬 ドミン錠0.4	タリベキソール塩酸塩	0.4mg 1錠
71	内用薬 局 トリクロルメチアジド錠2mg「YD」	トリクロルメチアジド	2mg 1錠
72	内用薬 ナウゼリン細粒1%	ドンペリドン	1% 1g
73	内用薬 局 ニザチジンカプセル150mg「オーハラ」	ニザチジン	150mg 1カプセル
74	内用薬 局 ニザチジンカプセル150mg「トーワ」	ニザチジン	150mg 1カプセル

No		薬価基準名	成分名	規格単位
75	内用薬	ニチコデ配合散	鎮咳配合剤	1 g
76	内用薬	局 乳酸カルシウム「N i k P」	乳酸カルシウム水和物	10 g
77	内用薬	局 乳酸カルシウム（山善）	乳酸カルシウム水和物	10 g
78	内用薬	バラシクロピル錠500mg「D K」	バラシクロピル塩酸塩水和物	500mg 1 錠
79	内用薬	バルサルタンO D錠20mg「科研」	バルサルタン	20mg 1 錠
80	内用薬	バルサルタンO D錠40mg「科研」	バルサルタン	40mg 1 錠
81	内用薬	バルサルタンO D錠80mg「科研」	バルサルタン	80mg 1 錠
82	内用薬	バルサルタンO D錠160mg「科研」	バルサルタン	160mg 1 錠
83	内用薬	局 バルサルタン錠20mg「N P I」	バルサルタン	20mg 1 錠
84	内用薬	ピソルボン錠 4 mg	ブロムヘキシン塩酸塩	4 mg 1 錠
85	内用薬	フィズリン錠30mg	モザバプタン塩酸塩錠	30mg 1 錠
86	内用薬	局 フルツロンカプセル100	ドキシフルリジン	100mg 1 カプセル
87	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	25mg 1 錠
88	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠25mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	25mg 1 錠
89	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	50mg 1 錠
90	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠50mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	50mg 1 錠
91	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「J G」	フルボキサミンマレイン酸塩	75mg 1 錠
92	内用薬	局 フルボキサミンマレイン酸塩錠75mg「Y D」	フルボキサミンマレイン酸塩	75mg 1 錠
93	内用薬	ブロクリン - Lカプセル 5 mg	ピンドロール	5 mg 1 カプセル
94	内用薬	ブロクリン - Lカプセル15mg	ピンドロール	15mg 1 カプセル
95	内用薬	プロモクリブチン錠2.5mg「タカタ」	プロモクリブチンメシル酸塩	2.5mg 1 錠
96	内用薬	局 メコバラミン錠250μg「Y D」	メコバラミン	0.25mg 1 錠
97	内用薬	メナテレノンカプセル15mg「日本臓器」	メナテレノン	15mg 1 カプセル
98	内用薬	メロキシカム速崩錠 5 mg「日本臓器」	メロキシカム	5 mg 1 錠
99	内用薬	メロキシカム速崩錠10mg「日本臓器」	メロキシカム	10mg 1 錠
100	内用薬	ヨウラーゼE配合顆粒	ビオジアスターゼ 2 0 0 0 配合剤	1 g
101	内用薬	局 リセドロン酸Na錠2.5mg「Y D」	リセドロン酸ナトリウム水和物	2.5mg 1 錠
102	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「Y D」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1 錠
103	内用薬	局 ロキフェン錠60mg	ロキソプロフェンナトリウム水和物	60mg 1 錠
104	内用薬	ワルファリンK細粒0.2%「Y D」	ワルファリンカリウム	0.2% 1 g
105	注射薬	アーゼラ点滴静注液100mg	オファツムマブ（遺伝子組換え）	100mg 5 mL 1 瓶
106	注射薬	アーゼラ点滴静注液1000mg	オファツムマブ（遺伝子組換え）	1,000mg 50mL 1 瓶
107	注射薬	局 アルタット静注用75mg	ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	75mg 1 管
108	注射薬	イトリゾール注 1 %	イトラコナゾール	1 % 20mL 1 管（溶解液付）
109	注射薬	局 エダラボン点滴静注液30mgバッグ「ケミファ」	エダラボン	30mg 100mL 1 キット
110	注射薬	グルカゴン注射用 1 単位「F」	グルカゴン	1 U . S . P . 単位 1 瓶（溶解液付）
111	注射薬	グロウジェクト B C 注射用 8 mg	ソマトロピン（遺伝子組換え）	8 mg 1 筒（溶解液付）
112	注射薬	ゲムシタピン点滴静注用200mg「サワイ」	ゲムシタピン塩酸塩	200mg 1 瓶

No	薬価基準名	成分名	規格単位
113	注射薬 ゲムシタピン点滴静注用1g「サワイ」	ゲムシタピン塩酸塩	1g 1瓶
114	注射薬 献血グロブリン注射用2500mg「KMB」	乾燥ベプシン処理人免疫グロブリン	2.5g 50mL 1瓶（溶解液付）
115	注射薬 コセンティクス皮下注150mgシリンジ	セクキヌマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1筒
116	注射薬 ザンタック注射液50mg	ラニチジン塩酸塩	2.5% 2mL 1管
117	注射薬 ザンタック注射液100mg	ラニチジン塩酸塩	2.5% 4mL 1管
118	注射薬 スプレキュAMP皮下注用1.8	ブセレリン酢酸塩	1.8mg 1筒
119	注射薬 ソレア皮下注用75mg	オマリズマブ（遺伝子組換え）	75mg 1瓶
120	注射薬 局 タゾピベ配合静注用2.25「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(2.25g) 1瓶
121	注射薬 局 タゾピベ配合静注用2.25「DK」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(2.25g) 1瓶
122	注射薬 局 タゾピベ配合静注用4.5「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(4.5g) 1瓶
123	注射薬 局 タゾピベ配合静注用4.5「DK」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(4.5g) 1瓶
124	注射薬 タゾピベ配合点滴静注用2.25バッグ「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(2.25g) 1キット（生理食塩液100mL付）
125	注射薬 タゾピベ配合点滴静注用4.5バッグ「サンド」	タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウム	(4.5g) 1キット（生理食塩液100mL付）
126	注射薬 ナプトピン注3.6単位	ワクシニアウイルス接種家兔炎症皮膚抽出液	3mL 1管
127	注射薬 ハルトマンD液「小林」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1瓶
128	注射薬 ハルトマンD液「小林」	塩化ナトリウム 塩化カリウム 塩化カルシウム水和物 乳酸ナトリウム液 ブドウ糖	500mL 1袋
129	注射薬 ビーカップ注10mg	チアミンジスルフィド	10mg 1管
130	注射薬 ビタミンK1注10mg	フィトナジオン	10mg 1管
131	注射薬 ファルモルピシンRTU注射液10mg	エビルピシン塩酸塩	10mg 5mL 1瓶
132	注射薬 ファルモルピシンRTU注射液50mg	エビルピシン塩酸塩	50mg 25mL 1瓶
133	注射薬 ファルモルピシン注射用10mg	エビルピシン塩酸塩	10mg 1瓶
134	注射薬 ファルモルピシン注射用50mg	エビルピシン塩酸塩	50mg 1瓶
135	注射薬 ブララエント皮下注75mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	75mg 1mL 1キット
136	注射薬 ブララエント皮下注150mgペン	アリロクマブ（遺伝子組換え）	150mg 1mL 1キット
137	注射薬 リクスビス静注用2000	ノナコグ ガンマ（遺伝子組換え）	2,000国際単位 1瓶（溶解液付）
138	注射薬 ロイコプロール点滴静注用800万単位	ミリモスチム	800万単位 1瓶
139	外用薬 亜鉛華（10%）単軟膏「ヤマゼン」	亜鉛華	10g
140	外用薬 アゾテシン点眼液0.02%	アズレン	0.02% 5mL 1瓶
141	外用薬 局 アンモニア水（山善）	アンモニア水	10mL
142	外用薬 局 アンモニア水「コザカイ・M」	アンモニア水	10mL
143	外用薬 局 塩化ナトリウム「イヌイ」	塩化ナトリウム	10g
144	外用薬 局 塩酸（山善）	塩酸	10mL
145	外用薬 ジフルブレドナート軟膏0.05%「KN」	ジフルブレドナート	0.05% 1g
146	外用薬 セレベント250mgタディスク	サルメテロールキシナホ酸塩	25μg 1プリスター
147	外用薬 セレベント500mgタディスク	サルメテロールキシナホ酸塩	50μg 1プリスター
148	外用薬 フルチカゾン500mgタディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	50μg 1プリスター

No	薬価基準名	成分名	規格単位
149	外用薬 フルタイド100口タディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	100 µg 1 プリスター
150	外用薬 フルタイド200口タディスク	フルチカゾンプロピオン酸エステル	200 µg 1 プリスター
151	外用薬 局 ホウ酸（山善）	ホウ酸	10 g
152	外用薬 ポビヨード液10%	ポビドンヨード	10%10mL
153	外用薬 リノコートパウダースプレー鼻用25 µg	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	1.50mg0.9087 g 1 瓶
154	外用薬 レボカバステチン点眼液0.025%「イセイ」	レボカバステチン塩酸塩	0.025% 1 mL
155	外用薬 ロキソプロフェンNaテープ100mg「日本臓器」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm × 14cm 1 枚
156	外用薬 ロキソプロフェンNaテープ50mg「日本臓器」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7 cm × 10cm 1 枚

新医薬品一覧表(令和3年11月25日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類		ページ
1	アジルバ顆粒1%	1%1g	武田薬品工業(株)	アジルサルタン	新用量医薬品	73.60円	類似薬効比較方式(I)	小児加算A=5% 新薬創出等加算	内214	血圧降下剤(高血圧症)	2
2	ピンマックカプセル61mg	61mg1カプセル	ファイザー(株)	タファミジス	新有効成分含有医薬品	155,464.00円	類似薬効比較方式(I)	—	内219	その他の循環器官用薬(トランスサイレチン型心アミロイドーシス(野生型及び変異型))	4
3	エフメノカプセル100mg	100mg1カプセル	富士製薬工業(株)	プロゲステロン	新投与経路医薬品	229.70円	原価計算方式	新薬創出等加算	内247	卵巣ホルモン及び黄体ホルモン剤(更年期障害及び卵巣欠落症状に対する卵巣ホルモン剤投与時の子宮内膜増殖症の発症抑制)	6
4	リンヴォック錠30mg	30mg1錠	アッヴィ(同)	ウパダシチニブ水和物	新効能・新用量医薬品	7,459.40円	規格間調整	—	内399	他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎)	8
5	レットヴィモカプセル40mg 同 カプセル80mg	40mg1カプセル 80mg1カプセル	日本イーライリリー(株)	セルペルカチニブ	新有効成分含有医薬品	3,680.00円 6,984.50円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(II)A=5% 市場性加算(I)A=10% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	内429	その他の腫瘍用薬(RET融合遺伝子陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌)	10
6	サイバインコ錠50mg 同 錠100mg 同 錠200mg	50mg1錠 100mg1錠 200mg1錠	ファイザー(株)	アプロシチニブ	新有効成分含有医薬品	2,678.40円 5,221.40円 7,832.30円	類似薬効比較方式(I)	小児加算A=5%	内449	その他のアレルギー用薬(既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎)	12
7	ソグルーヤ皮下注5mg 同 皮下注10mg	5mg1.5mL1キット 10mg1.5mL1キット	ノボノルディスクファーマ(株)	ソマプシタン(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	26,107円 52,214円	類似薬効比較方式(I)	—	注241	脳下垂体ホルモン剤(成人成長ホルモン分泌不全症(重症に限る))	14
8	ネクスピアザイム点滴静注用100mg	100mg1瓶	サノフィ(株)	アパルグルコンダーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	196,940円	類似薬効比較方式(I)	新薬創出等加算	注395	酵素製剤(ポンペ病)	16
9	サフネロー点滴静注300mg	300mg2mL1瓶	アストラゼネカ(株)	アニフロルマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	96,068円	類似薬効比較方式(I)	新薬創出等加算	注399	他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な全身性エリテマトーデス)	18
10	コセンティクス皮下注75mgシリンジ	75mg0.5mL1筒	ノバルティスファーマ(株)	セクキヌマブ(遺伝子組換え)	新用量医薬品	40,144円	規格間調整	小児加算A=5% 新薬創出等加算	注399	他に分類されない代謝性医薬品(既存治療で効果不十分な次の疾患:尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、強直性脊椎炎、X線基準を満たさない体軸性脊椎関節炎)	20
11	パドセブ点滴静注用30mg	30mg1瓶	アステラス製薬(株)	エンホルツマブ ベドチン(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	99,609円	類似薬効比較方式(I)	有用性加算(II)A=10% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注429	その他の腫瘍用薬(がん化学療法後に増悪した根治切除不能な尿路上皮癌)	22
12	ライアットMIBG-I131静注	1.85GBq5mL1瓶	富士フイルム富山化学(株)	3-ヨードベンジルグアニジン(¹³¹ I)	新有効成分含有医薬品	1,072,505円	原価計算方式	有用性加算(II)A=5% 市場性加算(I)A=10% 新薬創出等加算	注429	その他の腫瘍用薬(MIBG集積陽性の治療切除不能な褐色細胞腫・パラガングリオーマ)	24

	品目数	成分数
内用薬	9	6
注射薬	7	6
外用薬	0	0
計	16	12

ノクサフィルの費用対効果評価結果に基づく価格調整について

○ 費用対効果評価結果に基づく価格調整について。

ノクサフィル錠について、令和3年11月10日中央社会保険医療協議会において承認された費用対効果評価結果に基づき、以下のとおり価格調整を行う。

<費用対効果評価結果に基づく価格調整係数>

対象集団	比較対照技術	有用性系加算部分の 価格調整係数 (γ) ※1	営業利益部分の 価格調整係数 (θ) ※1	患者割合 (%)
造血幹細胞移植患者又は好中球減少が予測される血液悪性腫瘍患者における深在性真菌症の予防				
造血幹細胞移植患者	フルコナゾール	—	0.67	9.3
好中球減少が予測される血液悪性腫瘍患者	イトラコナゾール	—	1	90.7

※1 本品は薬価収載時に原価計算方式で算定されていることから、以下の算式を用いて分析対象ごとの価格を算出し、それらを当該分析対象集団の患者割合等で加重平均したものを価格調整後の薬価とする。なお、本品は薬価収載時に有用性系加算が適用されていない。

$$\text{価格調整後の薬価} = \text{価格調整前の薬価} - \text{有用性系加算部分} \times (1 - \gamma) - \text{営業利益部分} \times (1 - \theta)$$

<価格調整後の薬価>

No	銘柄名	成分名	会社名	規格単位	現行薬価	改定薬価	薬効分類	費用対効果評価区分	適用日※2
1	ノクサフィル錠	ポサコナゾール	MSD (株)	100mg1錠	3,109.10円	3,094.90円	内617 主としてカビに作 用するもの	H1 (市場規模が100億 円以上)	令和4年2月1日

※2 医療機関における在庫への影響等を踏まえ、価格調整後の薬価の適用には一定の猶予期間を設けることとする。